

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律要綱

第一 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に関する事項

衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区について、平成二十二年国勢調査の結果に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った勧告を受け、十七都県において四十二選挙区の改定等を行うものとする。こと。（公職選挙法別表第一関係）

第二 公職選挙法の改正規定の施行期日等に関する事項

一 衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律（以下「緊急是正法」という。）のうち公職選挙法の改正規定は、この法律の公布の日から起算して一月を経過した日（以下「一部施行日」という。）から施行するものとする。こと。（緊急是正法附則第一条関係）

二 緊急是正法による改正後の公職選挙法の規定は、衆議院議員の選挙については一部施行日以後初めてその期日を公示される総選挙から、衆議院議員の選挙以外の選挙については一部施行日以後その期日を

公示され又は告示される選挙について適用するものとする。こと。（緊急是正法附則第二条関係）

三 緊急是正法による改正後の公職選挙法別表第一に掲げる行政区画その他の区域は、平成二十五年三月二十八日（以下「基準日」という。）現在によったものであつて、基準日の翌日から一部施行日の前日までの間において同表に掲げる区域に変更があつても、当該選挙区に関する限り、行政区画その他の区域の変更がなかつたものとみなすものとする。こと。（緊急是正法附則第三条関係）

第三 その他

一 この法律は、公布の日から施行するものとする。こと。（附則関係）

二 その他所要の規定の整備を図るものとする。こと。